社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年五月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十四号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　平成二十七年経過措置政令　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）をいう。

第二条第十九号の二を削り、同条に次の一号を加える。

五十七　ルクセンブルク協定又はルクセンブルク実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定又はルクセンブルク協定第一条1(e)に規定するルクセンブルク大公国の実施機関をいう。

第二十一条第一項に次の一号を加える。

十二　ルクセンブルク協定

第三十四条に次の一号を加える。

十一　ルクセンブルク協定

第三十五条及び第三十八条中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はルクセンブルク協定」に改める。

第四十条中「又はハンガリー協定」を「、ハンガリー協定又はルクセンブルク協定」に改める。

第五十条に次の一号を加える。

十七　ルクセンブルク協定

第六十一条に次の一号を加える。

十　ルクセンブルク協定

第七十二条に次の一号を加える。

九　ルクセンブルク協定

第七十三条第一項、第三項及び第四項中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はルクセンブルク協定」に改める。

第七十七条第一項及び第三項中「又はハンガリー協定」を「、ハンガリー協定又はルクセンブルク協定」に改める。

第八十四条第三項中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はルクセンブルク協定」に改める。

第九十五条に次の一号を加える。

十五　ルクセンブルク協定第一条1(c)に規定するルクセンブルク大公国の法令

第九十六条に次の一号を加える。

六　ルクセンブルク協定

第九十七条に次の一号を加える。

十五　ルクセンブルク協定

第九十八条の表に次のように加える。

十五	ルクセンブルク協定第二十六条1　ルクセンブルク実施機関

第百五条、第百八条、第百十九条第一項及び第三項並びに第百二十三条第一項及び第三項中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はルクセンブルク協定」に改める。

第百二十七条第一項中「第八十四条」を「第八十四条第一項」に改め、同条第二項中「前条」を「第八十四条第二項の規定にかかわらず、前条」に改め、同条第三項中「前条」を「第八十四条第三項の規定にかかわらず、前条」に、「又はスイス協定」を「、スイス協定又はルクセンブルク協定」に改める。

附　則

この政令は、社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の効力発生の日から施行する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年五月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十五号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第二条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「六の項」の下に「及び七の項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（以下「法」という。）」を「法」に改め、「別表」の下に「（八の項を除く。）」を加え、「（小型武器及びその関連物資であって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものを除く。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一号イ及びロで定める国際連合安全保障理事会決議は、国際連合安全保障理事会決議第二千八十七号、同理事会決議第二千九十四号及び同理事会決議第二千二百七十号とする。

別表一の項に次のように加える。

（五十三）	磁性合金
（五十四）	レーザー溶接機
（五十五）	プラズマ切断機